

大阪ミュージアム「いいデザイン100プロジェクト」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪ミュージアムの取組みの一環として、クリエイターやデザイナーたちに活躍の機会を提供し、まちに新しいデザインを生むことによって、大阪のまち全体のイメージアップと活力の向上を図ることを目的とする「いいデザイン100プロジェクト」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「いいデザイン100プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)とは、府や市町村、民間企業などの様々な事業主体が、公共空間のデザインや広報デザイン、商品デザインなどに関して、クリエイターやデザイナーが活躍できる機会を提供し、まちに新しいデザインを生み出すことによって、大阪のまち全体のイメージアップと活力の向上を図ろうという目的を共有し、一体的、かつ、相互連携のもとに実施するデザイン募集等及び情報発信の取組みの総称をいう。

2 この要綱において「デザイン募集等」とは、デザインコンペの募集、オブジェや工作物等の制作にかかるプロポーザルの募集、その他デザインに関する公募及び作品選定手続をいう。

(実施する取組み)

第3条 プロジェクトにおいて実施する取組みは、ホームページ等を活用して行う次の取組みとする。

- (1) プロジェクトに位置づけて府が実施するデザイン募集等に関する情報の発信。
- (2) 募集情報のメール配信及びメール配信の対象となるクリエイターやデザイナーの登録。
- (3) 事業主体からのデザインに関する相談やデザイン募集等に関する相談、デザインコンペ等の審査員の就任依頼などに対応するデザインの専門家「いいデザイナー集団」と事業主体との情報交流の場の提供。
- (4) 第5条に規定する協賛事業。
- (5) デザイン募集等によって生み出されたデザインに関する情報の発信。

(デザイン募集等の事業主体の範囲)

第4条 プロジェクトに位置づけて本府が実施するデザイン募集等の実施主体は、府の各種事業を所管する各部局各室課とする。

2 府以外の事業主体が実施する事業をプロジェクトに位置づけて行う場合は、第5条に規定する協賛事業を行う者とする。

(協賛事業)

第5条 市町村、企業、団体等がプロジェクトの趣旨に賛同し、第7条に規定する手続を経て実施するデザイン募集等を協賛事業とする。

2 府は、協賛事業及び協賛事業の成果として生み出されたデザイン等を広くPRするため、ホームページを活用した情報発信等の支援に努めるものとする。

(協賛事業の承認基準)

第6条 協賛事業として承認することのできる事業は、プロジェクトの推進に寄与すると認められるも

のとし、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛事業として承認しないものとする。

- (1) 事業が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
- (2) 事業が宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- (3) 事業が個人の私的な利益を目的としているとき。
- (4) 市町村単位等限られた特定地域のデザイナー等を対象に実施するものであるとき。

(協賛事業の承認手続)

第7条 協賛事業の承認に当たっては、「いいデザイン100プロジェクト協賛事業実施申出書(別紙様式1)」(以下「申出書」という。)を府に提出する。

2 府は、「申出書」の内容を確認し、前条の規定に抵触する恐れがないと認められる場合は、すみやかに申請者に対し「いいデザイン100プロジェクト協賛事業承認書(別紙様式2)」(以下「承認書」という。)を交付する。

(協賛事業の実施)

第8条 前条第2項の承認書の交付を受けた者は、プロジェクトの協賛事業として、事業を実施することができる。

2 前項の事業の実施にあたり、事業告知のホームページやポスター、パンフレット、事業会場等に設置する看板等に別に定める「いいデザイン100プロジェクト シンボルマーク」を表示することができる。

(協賛事業の実績報告)

第9条 協賛事業の承認を受けた者は、事業終了後すみやかに事業の実施結果を府に報告する。

(協賛事業のPR)

第10条 府は、ホームページへの掲載等により協賛事業の事前PR及び事業実績等の情報発信に努めるものとする。

2 事業主体は、募集の際に、応募者のプロフィールや顔写真、応募作品の写真、映像等の電子データを必要に応じて前項に規定する府のPR及び情報発信に活用する旨を明記し、府の求めに応じて、著作権フリーで活用することのできる資料を提供するものとする。

(免責事項)

第11条 著作権等の権利処理等について、当該権利を有する者または第三者から何らかの訴えが提起された場合において、その責任及び処理は第4条各項に規定する事業主体が当たらなければならない。府は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月11日から施行する。

大阪ミュージアム

『いいデザイン100プロジェクト』協賛事業実施申出書

1 事業名 ()

2 事業概要

◇目的 ※該当するものに○印を付けてください。

- ・事業(施策)PR
- ・展示物等制作
- ・イベント、パフォーマンス
- ・商品デザイン
- ・公共空間(建物、広場、乗物など)

◇概要

◇募集時期

※参考となる資料があれば添付してください。

3 実施主体等

事業者・団体名 :

代表者名 :

住所(所在地) :

担当者 ※ 所属・氏名		連絡先	
E-mail			
参考ホームページ等 (HPアドレス)			

同意書

「いいデザイン100プロジェクト」の趣旨に賛同し、以下の事項に同意します。

- 1 実施するデザイン募集等の事業は、大阪ミュージアム「いいデザイン100プロジェクト」実施要綱第6条の承認基準を満たしていること。
- 2 申込書に記載した事項について、大阪府が必要に応じて対外的に情報提供すること。
- 3 協賛事業の内容が変更又は中止となった場合は、府魅力づくり推進課宛にすみやかにその旨を連絡すること。

平成 年 月 日

大阪府府民文化部

都市魅力創造局魅力づくり推進課長 あて

事業者・団体名

代表者名



いいデザイン100プロジェクト協賛事業承認書

次のとおり大阪ミュージアム「いいデザイン100プロジェクト」協賛事業に承認します。

◎ いいデザインプロジェクトシリアルNo. : 000

◎ 承認事業名 :

◎ 事業主体 :

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇 様

大阪府府民文化部
都市魅力創造局魅力づくり推進課長